○虐待防止のための指針

（目的）

第１条　本指針は、特定非営利活動法人ココカラいわて（以下「法人」という。）が運営する事業所において、虐待の防止に関する基本的事項を定め、利用者の尊厳及び権利利益を擁護するとともに、虐待の発生を未然に防止し、虐待が発生した場合又はそのおそれがある場合に適切かつ迅速に対応することにより、安全で安心できるサービスの提供を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　本指針は、法人が運営する次の事業所に適用する。

（１）相談支援事業所ココカラいわて

（２）訪問看護ステーションココカラいわて

（基本方針）

第３条　法人は、次に掲げる基本方針に基づき虐待防止に取り組むものとする。

（１）利用者の人格、尊厳及び基本的人権を尊重すること

（２）虐待の未然防止に努めること

（３）虐待の早期発見及び迅速かつ適切な対応を行うこと

（４）関係法令及び厚生労働省等の通知・ガイドラインを遵守すること

（５）虐待防止に関する知識及び意識の向上に努め、法人全体で継続的に取り組むこと

２　本指針における虐待とは、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放任（ネグレクト)、経済的虐待その他利用者の権利利益を侵害する不適切な支援及び虐待が疑われる事例をいう。

（虐待防止委員会）

第４条　法人は、虐待の防止を図るため、虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

２　委員会は、法人事務局長、法人が運営する事業所の管理者及び管理者が必要と認める職員をもって構成する。

３　委員会は、少なくとも年１回以上開催するとともに、必要に応じて臨時に開催する。

４　委員会は、その結果について議事録を作成し、職員に周知徹底を図るものとする。

５　委員会は、法人が運営する事業所合同で開催することができる。この場合、当該委員会は、各事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を兼ねるものとする。

６　委員会は、必要に応じて利用者、その家族又は外部有識者の意見を聴く機会を設けることができる。

７　委員会は、次に掲げる事項について協議する。

（１）虐待防止に関する体制及び本指針の整備・見直しに関すること

（２）虐待防止に関する研修、職員の相談・報告体制及び虐待が疑われる場合等の関係機関への報告・通報体制に関すること

（３）虐待等の事案、虐待につながるおそれのある事例等の把握、原因分析、再発防止策及びその効果の評価に関すること

８　前項第３号について、虐待等の事案、虐待につながるおそれのある事例等がない場合は、当該事項に係る個別の協議を省略することができる。この場合においても、事案等がなかった旨を委員会の議事録に記録するものとする。

（管理者の責務）

第５条　管理者は、虐待防止の推進責任者として、虐待防止体制の整備、委員会の運営、研修及び訓練の実施並びに関係機関との連携を行う。

２　法人は、虐待の防止に関する措置を適切に実施するため、虐待防止担当者を置くものとする。虐待防止担当者は、管理者又は管理者が指名する職員をもって充てる。

３　管理者及び虐待防止担当者は、虐待が発生した場合又はそのおそれがある場合は、利用者の安全確保を最優先とし、必要な措置を講ずるとともに、職員への指示を行い、必要に応じて市町村その他関係機関と連携するものとする。

（職員の責務）

第６条　職員は、利用者の人格及び尊厳を尊重し、虐待を行ってはならない。

２　職員は、虐待防止に関する知識及び技術の習得に努めるとともに、虐待を受けたと思われる利用者又は虐待が疑われる事案を発見した場合は、関係法令及び法人の定める手順に従い、速やかに管理者へ報告しなければならない。

３　虐待に関する相談又は報告を行った職員は、そのことを理由として不利益な取扱いを受けない。

（虐待の防止及び早期発見のための取組）

第７条　法人は、平常時において次に掲げる取組を実施する。

（１）利用者の権利擁護に関する周知及び啓発

（２）職員間の情報共有及び相談体制の整備

（３）利用者及び家族からの相談への適切な対応

（４）虐待防止に関するセルフチェック及び点検

（５）ヒヤリハット事例の収集及び分析

（６）風通しの良い職場環境づくり

（７）関係法令及び通知等に関する情報収集

（８）成年後見制度の利用が必要と認められる利用者に対する適切な支援

（９）虐待等に係る苦情を適切に解決するための体制の整備

（虐待が疑われる場合又は発生した場合の対応）

第８条　虐待が疑われる事案又は虐待が発生した場合は、利用者の安全及び心身の保護を最優先とし、速やかに事実確認を行うとともに、関係法令に基づき、市町村その他関係

機関へ報告又は通報し、必要に応じて利用者及びその家族への説明を行う。

２　法人は、虐待事案について事実経過、対応内容及び再発防止策を記録し、委員会において検証するものとする。

（研修及び訓練）

第９条　法人は、全職員を対象として虐待防止に関する研修及び訓練を少なくとも年１回実施する。

２　新たに採用した職員に対しては、採用時に虐待防止に関する研修を実施する。

３　研修及び訓練は、虐待防止その他権利擁護に関する内容と一体的に実施することができる。

４　研修及び訓練の実施内容及び参加状況を記録する。

（記録及び見直し）

第10条　委員会、研修、訓練及び虐待事案への対応について記録を作成し、関係法令に基づき適切に保管する。

２　本指針は、利用者及びその家族が閲覧できるよう適切に管理するものとする。

３　本指針は、法令改正その他必要がある場合には、委員会において検討し、適宜見直すものとする。

附　則

本指針は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

本指針は、令和８年10月１日から施行する。